

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 紀の川市社会福祉協議会

令和4年度 紀の川市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

令和3年度は、一年延期となっていました東京オリンピック・パラリンピックの開催や新たな内閣が発足し、明るいニュースがありました。

しかしながら、新型コロナウイルスの新たな変異株の出現による感染の再拡大により、活動を自粛せざるを得ない状況が続いています。

このような状況の中ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に地域における福祉課題解決に向けた活動をはじめ、生活支援体制整備事業・配食サービス・ボランティア活動等の地域福祉事業や訪問介護事業等の在宅福祉サービスの実践を進め、福祉のまちづくりを市民・ボランティア・社会福祉関係者・行政等と連携し地域全体が輪（ネットワーク）となって取り組むとともに、災害時にスムーズに活動できるよう平時からの基盤強化にも取り組みます。

また、認知症高齢者や知的障がいのある方、精神障がいのある方等で判断能力が不十分な方の権利擁護支援を行うとともに、複合的な問題を抱える生活困窮者が自立した生活を送れるよう、新たに権利擁護センターを設置し、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

更に第2次地域福祉活動計画が最終年度となりますので、当該計画の検証や見直しを行い、第3次地域福祉活動計画を策定するとともに、安定した運営を行うため、経営改善にも取り組みます。

II 重点目標

1. 地域で安心して暮らすための体制整備

地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制及び福祉サービス提供体制の充実を図ります。また、支援を必要とする方が支援を受けられずにいる状態になることを防ぐために、情報提供の充実及びサービス利用援助等も行います。

2. 孤立しないためのネットワーク構築

支援を必要とする方を早期に発見し、地域から孤立するのを防ぐために、見守り体制の充実や外食機会の提供を行います。また、サロンの開催を通じて、地域交流の促進も図ります。

3. 災害に備えた取り組みの推進

災害発生時の被害を最小限に抑えるために、研修や訓練を通じて地域住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時に支援が必要な方の把握や、災害発生時のボランティアとの連携体制の確立など、災害発生後の支援体制の充実にも努めます。

4. 地域福祉活動の推進

まち全体での地域活動を推進していくために、ボランティアの確保・育成に努めるとともに、子どもの頃から福祉に関心を持ってもらえるよう、児童等を対象とした福祉教育を実施します。さらに、社会福祉協議会の機能強化を図ります。

5. 経営の改善

安定した法人運営を行うため、財務状況の改善、事業の推進及び組織体制の整備について検証を進め経営の改善を図ります。

Ⅲ 実施計画

1. 法人活動として、下記のことを行います。

(1) 法人全体の運営

- ・理事会・評議員会・監事会・委員会等の開催

(2) 法人運営（経営）の改善

○自主財源の確保

- ・会費収入の増額
- ・寄附金収入の増額
- ・共同募金配分金収入の増額
- ・事業収入の拡充

○事業の推進

- ・地域福祉事業の評価検証
- ・在宅福祉サービス事業の体制確保
- ・受託事業の確保
- ・福祉団体活動の支援

○組織体制の整備

- ・事務所の位置の検討
- ・職員数の検討
- ・職員研修の充実

(3) 組織、財務及び人事管理

(4) 福祉サービスに関する苦情の解決事業

2. 地域で安心して暮らすための体制整備として、下記の事業を行います。

(1) 第3次地域福祉活動計画の策定（令和5年度から令和9年度）

(2) 福祉サービスの充実

○在宅福祉サービス事業

- ・介護保険事業
 - ・居宅介護支援事業
 - ・訪問介護事業
 - ・介護予防訪問介護事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問A）
- ・障害福祉サービス事業
 - ・居宅介護等事業
 - ・障害者地域生活支援事業
 - ・ほほえみサービス事業（社協単独）
- 介護予防拠点施設「蛍の里」事業（市受託）
- 用具貸出事業
- (3) 情報提供の充実
 - 広報啓発事業
 - ・広報「福祉きのかわ」による情報提供
 - ・ホームページによる情報提供
 - ・イベントによる広報活動
- (4) 権利擁護体制の充実
 - 権利擁護センター（新規）
 - ・生活困窮者自立相談支援事業（市受託）
 - ・成年後見制度利用支援事業（市受託 新規）
 - ・福祉サービス利用援助事業（県社協受託）
 - ・専門員活動
 - ・生活支援員活動
 - ・法人後見の実施
 - ・日常生活金銭管理等事業
 - ・総合相談事業
 - ・心配ごと相談の実施（毎週1回）
 - ・弁護士相談の実施（毎月1回）
 - ・生活福祉資金貸付事業（県社協受託）
 - ・適正な貸付・償還指導
 - ・生活福祉資金貸付調査委員会の開催

3. 孤立しないためのネットワーク構築として、下記の事業を行います。

- (1) 小地域ネットワークの充実
 - 食事サービス事業の実施
 - お楽しみ食事会の開催
 - 地域見守り相談事業（電話訪問）
 - 見守りネットワーク事業（見守りはがき）
 - 家族介護者交流事業の開催（市受託）
 - （介護者サロン・介護者教室・ボランティア養成講座）
- (2) 見守り体制の充実
 - 福祉委員会活動
 - 高齢者見守り事業（市受託）
- (3) ふれあい・いきいきサロンの充実
 - ・サロン養成講座の開催
 - ・情報交換会の開催
- (4) つどい場事業の開催（市受託）

4. 災害に備えた取り組みの推進として、下記の事業を行います。

- (1) 地域での防災体制の整備
 - 防災・減災の意識の向上
- (2) 災害ボランティアセンターの設置体制づくり
 - 災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用
 - 災害ボランティアセンター設置運営訓練
 - 災害ボランティアネットワークの構築

5. 地域福祉活動の推進として、下記の事業を行います。

- (1) ボランティアセンターの機能強化
 - ボランティア登録及び斡旋
 - ボランティアの情報収集・提供
 - 登録ボランティアへの活動支援
 - 連絡調整・ネットワーク機能強化
- (2) 児童・生徒への福祉教育の推進
 - ボランティアスクール事業の開催
 - 福祉体験学習マニュアルの活用
 - 福祉教育への支援
 - 福祉体験学習の実施
- (3) 人材の育成
 - ボランティア養成事業
 - ボランティア活動へのきっかけづくり
 - ボランティア交流会
 - ボランティアの育成
- (4) 社会福祉協議会の機能強化
 - 生活支援体制整備事業（市受託）
 - ・地域資源の把握及び見える化
 - ・生活支援ニーズの把握
 - ・支え合い地域づくり協議体への参画
 - 要援護者の把握及び台帳の整備
 - 民生委員・児童委員との連携
 - 住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
 - 共同募金運動への協力
 - ・赤い羽根共同募金運動の実施
 - リサイクル掲示板事業の実施
 - 寄附付き商品事業（新規）
 - 福祉団体の支援
 - ・老人クラブ連合会
 - ・遺族会
 - ・母子寡婦福祉連合会
 - ・ボランティア連絡協議会
 - ・福祉防災ボランティア会

- ・身体障害者連盟
 - ・障害児者父母の会
 - ・赤十字奉仕団
- 戦没者追悼式（市受託）